明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

一般社団法人への移行による債権者保護公告

当法人は、平成二十一年七月十九日の総社員の同意により、名称を一般社団法人覗町内会に変更して通常の一般社団法人へ移行することにいたしました。

この名称変更につき異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年九月八日

兵庫県淡路市大谷二六番地二

無限責任中間法人覗町内会

代表社員　高田榮太郎

正　誤

平成二十一年三月三十一日（号外特第七号）公布法律第九号地方税法等の一部を改正する法律中、第一条（地方税法の一部改正）中第三百四十三条第五項の改正規定、附則第十一条第六項の改正規定、同条第二十六項の改正規定及び附則第十一条の七の改正規定並びに附則第一条第五号及び附則第四条第三項中「農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第　　号）」は、平成二十一年六月二十四日農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）」となつた。

同日（同号外）公布法律第十三号所得税法等の一部を改正する法律中、第五条（租税特別措置法の一部改正）中の第十一条の三第二項の追加規定及び附則第一条第二号中「我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第　　号）」は、平成二十一年四月三十日我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第　　号）」と、同第五条中の第十一条の七第一項の追加規定及び附則第一条第三号中「米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第　　号）」は、平成二十一年四月二十四日米穀の新用途への利用の促進に関